

平成 15 年 12 月 17 日
建 設 局

「平成 15 年度公共事業の再評価に関する意見書」の概要について

京都市公共事業再評価委員会は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 15 年 11 月 7 日までの間、今年度対象となった 9 事業について、現地視察を含め 5 回の委員会を開催し審議を行ってきました。

平成 15 年 12 月 17 日に、委員会としての意見が「平成 15 年度公共事業の再評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。

平成 15 年度 再評価審議結果

種 別	補 単	事 業 名	該当条件	審 議 結 果
都市公園事業	単	桂 川 緑 地	③	「事業継続」は妥当である
土地区画整理事業	補	二条駅地区	③	「事業継続」は妥当である
土地区画整理事業	単	伏見西部第三地区	③	「事業継続」は妥当である
土地区画整理事業	補	伏見西部第四地区	③	「事業継続」は妥当である
街 路 事 業	補	深草大津線	③	「事業継続」は妥当である
河 川 事 業	補	瀬 戸 川	③	「事業中止」は妥当である
河 川 事 業	補	白 川	③	「事業継続」は妥当である
住宅地区改良事業	補	崇仁北部第三地区	③	「事業継続」は妥当である
住宅地区改良事業	補	崇仁北部第四地区	③	「事業継続」は妥当である
合計	9 事業			

＊「補」は国庫補助事業、「単」は京都市単独事業を示す。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

